様式第10号(第7条関係)

年　　月　　日

　　　　　　　殿

身延町長

使用料減免通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のありました使用料の減免については、次のとおり決定したので、身延町下部奧の湯温泉条例施行規則第7条第3項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 決定事項 |  |
| 備　　考 |  |

教示　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　　　また、この決定があったことを知った日(身延町長に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。